

平成 26 年度静岡県男女共同参画センター女性のための相談業務委託事業者募集要項

1 目的

この要項は、「静岡県男女共同参画センター女性のための相談業務公募型企画提案実施要綱」に基づき、業務委託の募集等に関する必要な事項を定める。

2 業務の概要等

(1) 目的

配偶者等からの暴力をはじめとする男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩み・問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していくように、男女共同参画の視点によるカウンセリング技法を備えた相談員が電話による相談や面接を通じて支援し、女性の自立や社会参画を促すことを目的とする。

(2) 概要

業務名称	実施場所	業務内容	予算上限額
女性のための相談業務	静岡県男女共同参画センター	電話相談及び面接相談 (要項 6 に記載)	9,611 千円 (予定)

* 予算上限額は平成 26 年 2 月議会における平成 26 年度当初予算の成立を前提としたものです。

＜参考：静岡県男女共同参画センターの概要＞

区分	静岡県男女共同参画センター
所在地	〒422-8063 静岡市駿河区馬淵 1 丁目 1 7 - 1
連絡先	静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課 054-221-2824
主なアクセス	JR 静岡駅北口より西へ徒歩 9 分
開館日・時間	月曜日～土曜日 9 時～21 時 第 2・4 日曜日 9 時～17 時
休館日	第 1・3・5 日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 平成 26 年 8 月 13 日～15 日、平成 26 年 12 月 27 日～平成 27 年 1 月 5 日

3 提案者の資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 提案しようとする業務に関し、業務実績があること。
- (2) 提案しようとする業務を適切に実施する相談員等を十分に確保していること。
- (3) 提案しようとする業務を適切に実施するための人員、組織体制が整っていること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと

ないこと

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。

(8) 国や地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けている期間中でないこと。

(9) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 委託事業者数

委託事業者数は1事業者とする。

5 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間とする。

6 業務内容

区分	小区分	内 容
電話相談	業務内容	・女性の生き方、家族、職業、生活、健康等女性の悩みに対し、男女共同参画の視点によるカウンセリングの技法を備えた女性相談員が、相談者の気持ちを受け止め、心理的なサポートをしながら社会制度などの情報提供、様々な選択肢や価値観を提案することで、相談者が自己決定できるよう支援する。 ・相談記録等を作成する。
	対 象	・県内在住の女性を対象（ただし、県外女性も可）
	方 法	・原則一回限り、匿名で実施、（1件当たり30分以内を目安） ただし、継続して相談援助の必要な場合を除く。
	業務体制	・電話対応担当者1日2名＋事務処理や、休憩時の電話対応者半日程度1名（1日2.5名体制以上）
	相談日時	・毎週月～金：9時00分～16時00分 ただし、水曜日：14時00分～20時00分

		・毎月第2土曜日：13時00分～18時00分 ＊ただし、祝日及び男女共同参画センターの休館日を除く
	資格要件	・相談業務の経験を有すること
	その他	・相談により知り得た個人情報、相談室外への持ち出しや漏洩をしないこと
面接相談	業務内容	・DVその他暴力に関する相談（男性等からの暴力により支援を必要とする相談）に対応する。 ・相談記録等を作成する。
	対 象	・原則として県内在住の女性
	業務体制	・1人体制以上
	相談日時	・月・木曜日：10時～15時、水曜日：14時～19時 ＊ただし、祝日及び男女共同参画センターの休館日を除く
	資格要件	・DVその他暴力に関する相談業務の経験を有すること
	その他	・相談により知り得た個人情報、相談室外への持ち出しや漏洩をしないこと
相談記録の統計処理等		・月毎に相談記録の統計処理を行い、月次報告書を提出する
女性相談啓発業務		・女性のための相談室（静岡新聞夕刊に掲載）の原稿作成（毎月1回）
相談員の資質向上		・心理的保護及びスーパービジョンの実施 ・各種研修会への参加
弁護士及び精神科医相談との連携		・弁護士相談（月2回）及び精神科医相談（月1回）実施に伴う協力連携

7 選定スケジュール

- (1) 募集期間・企画提案書類の受付期間
平成26年2月3日（月）～平成26年2月14日（金）
- (2) 選定審査（プレゼンテーションを含む）
日時：平成26年3月5日（水） 14時から16時
会場：静岡県男女共同参画センター 5階 505会議室
- (3) 審査結果の通知：平成26年3月7日（金）（予定）

8 企画提案書の受付

提案者は次の（１）から（７）まで、全ての書類を提出すること。

- (1) 企画提案書（様式第1号）
 - ・企画提案の概要について、次の3項目を必ず記載すること。
 - ① 団体の「相談業務」に関する「考え方」や「基本コンセプト」など
 - ② 県の相談業務を行うにあたっての「基本的な考え方」、「重視している点」や「どのような支援が行えるか」等
 - ③ 団体又は業務の提供に際しての長所やセールスポイントなど
- (2) 経費見積書（様式第2号）

- ・別紙様式の区分に基づき、具体的に記載すること。
- (3) 団体に関する調書（様式第3号）
- (4) 団体目的等についての確認書（様式第4号の1）及び暴力団排除に関する誓約書（様式第4号の2）
- (5) 相談業務に係る実績調書（様式第5号）
 - ・提案しようとする業務に関するこれまでの実績を記載すること。
- (6) 相談員等配置計画（様式第6号）
 - ・相談員・カウンセラーとして従事する人を記載すること。
 - ・別紙「相談員等調書」により、相談員・カウンセラーの略歴、実績等を記載すること。
- (7) その他
 - ・定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書）など団体の財務状況が分かる資料（直近のもの）
 - ・必要に応じて企画提案内容及び団体概要の補足資料
- (8) 留意事項
 - ・提出された企画提案書は返却しません。なお、提出された企画提案書は提案者に無断で使用することはありません。
 - ・提案者は複数の企画提案書を提出することはできません。

9 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成26年2月14日（金）17時必着（郵送の場合も同様）
 ※ ファックス、Eメールでの応募は受け付けません。

- (2) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

- (3) 提出先（問い合わせ先）

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

電話 054-221-2824 FAX 054-221-2941

10 審査委員会による審査

相談業務を委託するにあたり委託事業者の選定を行うため、外部有識者による相談業務委託審査委員会を設置し審査を行います。

- (1) 審査方法

提案者からのプレゼンテーション及び書面審査により、企画提案内容を総合的に判断し、優れた企画提案を選定します。

- (2) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準により総合的に評価・選考します。

	項 目	審査基準
1	団体に関すること	・ 団体の活動実績等 ・ 女性相談事業への取組実績 ・ 相談員の雇用・執務面での管理体制

		・ 相談内容等の個人情報保護に対する管理体制 ・ 業務遂行面における課題処理体制
2	業務内容に関すること	・ 電話相談員、面接相談員の経験等 ・ 相談員の配置計画 ・ 相談員の資質維持・向上に向けた取組 ・ 電話相談、面接相談の業務の執行体制 ・ 電話相談から面接相談（弁護士及び精神科医相談等）への円滑な連携方法 ・ 相談業務に関する改善や新提案等
3	収支計画に関すること	・経費見積書における積算や業務の運営にあたっての安定性
4	意欲や熱意に関すること	・提案業務の実施に向けた意欲や熱意

11 その他注意事項

（１）企画提案関係

ア 提案に必要な費用は提案者の負担となります。

イ 提出された企画提案書は返還しません。必ずコピーを取ってください。

（２）契約関係

ア 最優秀提案者と委託内容、契約条件等を協議のうえ、予算額の範囲内で委託契約を締結します。

イ 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

（３）秘密の保持

提出された企画提案書は、委託事業者の選定以外の目的に使用することはありません。

12 問い合わせ

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課事業推進班 担当：和田、三輪

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁西館6階

電話 054-221-2824 FAX 054-221-2941